

○事務局長 本日は、15 番委員が欠席でございますけれども、ほかの委員さん全員ご出席でございますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和元年度第 8 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 進行を会長お願いします。

○議長 それでは、座ったままで進行をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に 3 番委員、それから 6 番委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

○議長 続きまして、日程第 2、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 21 号のご説明を申し上げます。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、今回 3 件の申請が上がってきております。

(3 件の申請についての説明)

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、ここで事前調査の報告をお願いいたします。6 番。

○6 番 議案第 21 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 3 件の申請がありました。昨日の 9 日の日に、6 番、17 番委員、18 番委員それに課長で調査をいたしました。まず番号 1 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております、対価 0 円での所有権移転となります。許可の判断

につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。続きまして、番号2の申請です。この件につきましては、先ほど説明された箇所になりますが2筆とも農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となります。10アール当たりの売買価格は約●●円となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして番号3の申請。この件につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、全17筆のうち農振農用地区域内農地が14筆で残りの3筆が農振農用地区域外農地となっております。今回この17筆すべてを贈与という形で所有権移転されて、新規就農されるということになります。許可の判断につきましては、新規就農ということで、先ほど説明がありましたように機械のリース導入や農繁期の臨時雇用を予定しており、取得後の農地には主に水稻を作付けるということですので、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たすものと思われまので申請は妥当であるとの協議結果でございました。この●●さんのところには草刈機と防除機はございますが、コンバインはないということでしたけどリースでお借りして、また臨時雇用2人予定、▲▲さんだと思いますが、その予定だということでございます。また、球磨川以北幸野溝以南は20アール以上ということで、取得後が、●●アールになっておりますので、申し添えておきます。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。はい、3番。

○3番 ●●さんて大体何しよんなってこい。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 はい。●●にお住いの方でございまして、●●会社の息子さんで、今会社の役員をされているということでお聞きしております。●●歳でございます。

○議長 3番委員よろしいでしょうか。

○3番 はい。

○議長 ほかに何かご意見ありませんか。はい10番。

○10番 2番の件ですけど、反当たり●●万て聞こえたんですけど。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 はい。ただいまの事前調査の報告で、10アール当たり●●万ということで報告されましたが、これにつきましては、手元に3条の申請書がございますけれども、10アール当たり●●万ということで記載がございますので、双方で話し合われて●●万ということになっていることと思います。

○議長 はい、2番委員。

○2番 この件で私がちょっと関わっているんですけども、これと別に農振地の別の田がありまして、それと加えてですね、別のところが高い値段で買ってもらって、それを農業公社を通して買って契約結んでもらってます。それを合わせると、ちょっと値段が上がるといことですので農振地は安いんですけども、ほかの田とトータルすると、もっとぐんと値段が上がるような形でその売った人の方にも話をして、ちょっとまだ高い値段で買っているようにしてありますので、そういう形で契約をしております。

○議長 10番委員よろしいでしょうか。

○10番 はい

○議長 ほかにありませんか。

(意見等なし)

それではお諮りをいたします。本件の許可申請に対する可否決定については、3件すべて許可することにご異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

はい、異議なしと認め、本件は3件ともすべて許可することに決定をいたしました。

○議長 次に、日程第3、議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、私に関する案件がございますので、退席をいたしまして議事の進行を職務代理者をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1番委員退席)

○職務代理者 それでは、会長が退席されましたので、会長の職務代行をさせていただきます。

日程第3、議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についての退席された分の説明をお願いします。事務局。

○事務局 令和元年第10回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、10月2日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました方の分について説明をいたします。

(退席した委員の件についての説明)

○職務代理者 はい。この件について何かご意見等ありませんか。3番。

○3番 これはですね、11月1日から来年の5月31日までということで期間が。何か目的があって、作付け目的があってされるのかその点をお聞かせ願えばと思います。みんな7ヶ月ですかね、途中で水田は作る場合はもう返さんばんですもんね。ですから何か冬作ば作んなってだろうかと思て。

○職務代理者 はい、事務局。

○事務局 今お尋ねにありました件ですけれども、現在、8ページのほうに今回上がっております。●●さんとおっしゃる方が耕作してらっしゃるところで、秋の間は使わないということで合意解約をされまして、その間、▲▲が借りられて麦を植えられる予定になっております。その期間だけ借りられるってということなので、4月からはまた新たな方に貸されるような形になるかと思えます。●●さんの方が1年間でもう借りてらっしゃって、もうその使用料っていうのもお支払いになっておりますので、もう改めて、▲▲が別に上乘せで払うってということではなく、▲▲が借りた分に関しましては、その分の期間分を●●さんの方に▲▲の方から直接お支払いをされるという計画であるようです。以上です。

○職務代理者 今の説明でよろしいでしょうか。

○3番 はい

○職務代理者 ほかにありますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、お諮りします。議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、退席された委員の案件については異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。退席された委員の入室をお願いします。

(1番委員入室)

○議長 引き続き、残りの案件についてですね、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、残りについては、別冊の利用集積計画表の総括表第1ページ目で説明をいたします。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明終わります。

○議長 ただいま事務局の説明がございましたが、この件について何かご意見はありませんか。

(意見等なし)

ないようですので、お諮りをいたします。本件に対する残りの案件について、原案どおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。

○議長 続きまして、日程第4、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、8ページ目をお願いいたします。日程第4、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和元年8月27日から令和元年9月25日までとなっております。

(内容説明)

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、ただいまの件について何かご意見等ありませんか。はい、7番委員。

○7番 今、合意解約の説明があったんですけども、●●さんもそうですけども、やはり合意解約までしてその麦とかを作られるということですけども、やはり、補助金とかの関係があってそういう合意解約をして期間借地をされるんでしょうか。

○1番 はい。ただいま7番委員の方からご意見がありましたが、確かに麦のですね補助金等、今補助金がもらえるのがですねWC Sそれから麦、大豆です。それで●●としてもですね、農地の裏作が非常に遊んでいるような状況が多く見られます。●●としてはですね、なる

だけ農地の利用をですね、年間通して利用したほうがいいんじゃないだろうかと、そうすることによってですね、やはり補助金等も得られるということもあります。期間借地をすることによってですね、農地の貸し手の方にも小作料が入りますし、また農地も遊ばせないようにできると。それによって結果としてですね補助金等を期間借地分、麦等でもらうことによって、●●の運営も体質の強化もできますし、また収入が上がることによって組合員の方に還元もできるということですね、5年の計画を持って毎年10ヘクタールぐらいずつ増やしていきたいというふうに考えております。それによってですね、組合員さんに今負担金をいただいておりますが、それを年々減らして最終的にはゼロにしていきたいというようなところで一応計画をしております。

○議長 よろしいでしょうか。

○7番 はい。

○議長 はい、9番委員。

○9番 小作の人にその補助金が来るということを聞いたんですが、幾らぐらい来っとですか。

●●さんの方は9月いっぱいまでゼロ円で借って、地主さんは小作料。

○1番 期間借地ですので、その期間の小作料を●●の方から地主さんの方に払うということです。麦の代金は●●のもので、麦の補助金は●●に入ります。それとは別に小作料として地主の方には払うということです。

○議長 よろしいでしょうか。

○9番 はい。

○議長 ほかに。はい、3番。

○3番 ついでですので、●●さんのことについて、ちょっと伺います。利用権設定する場合にはですね、以前は●●の組合員の方が優先的というような話を聞いておりましたが、こ

れを見ますと、これは組合員になつとられんかたの土地を大分借られるというような計画がされているみたいですので、今から先ですね、●●さんに農家さんから希望される場合には、そういったことで、推進していいもんなのか。

○1番 確かにですね組合員さんを優先に考えたいというところありますが、員外の方もですね、やはり条件は同じでございまして、やはり農地を維持していきたいという時にですね、どこも受け手がないというような状況になりますので、いろいろ組合員さんの折り合いとかも考えながらやりたいという方向には考えておりますが、一応そういうふうな話が来た場合はですね、やはりどうしても条件的に難しいところは、もう、しょうがなかけんお断りすることもあります、そういうところを理事会等でも話し合いながら進めているところではあります。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かございせんか。

(意見等なし)

ないようですので、日程第4の報告を終わりたいと思います。

○議長 続きまして、日程第5、報告第13号、許可不要転用届の報告について事務局よりお願いいたします。

○事務局長 はい、それでは日程第5、報告第13号のご説明を申し上げます。許可不要転用届の報告についてということですね、今回1件の許可不要の転用届が出ております。

(内容説明)

○議長 ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何かご意見はございせんか。

(意見等なし)。

ないようですので、報告第13号は終わりたいと思います。

○議長 続きます、日程第6、次会総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、総会の日程ですが、11月の8日金曜日に総会を行いたいと思います。その前日の7日木曜日に事前調査を行いたいと思います。時間は9時でよろしいでしょうか。調査委員を9番委員、10番委員、19番委員さんをお願いしたいと思いますが、お三方ご都合よろしいでしょうか。

はい、19番委員。

○19番 7日8日ちょっと私が都合ちゅうか、ちょっと居ませんので。

○議長 20番委員は。

○20番 はい、いいです。

○議長 それでは20番委員さんをお願いします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○議長 これで令和元年度第8回多良木町農業委員会総会を閉じたいと思います。本日はお疲れさまでございました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記